

## 第4回（令和2年12月2日）の主な意見

## ＜無形文化財・無形の民俗文化財の登録制度について＞

- ・書道や日本酒については、登録制度の活用により、現在のユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しすることにもつながり、その結果、国内だけでなく国際的にも認められ、これらの保存・活用がより一層図られるのではないかと。
- ・国の登録制度は、変化していく文化財の保存・活用を図る制度でもあると考えるが、その変化を記録していくことを推奨することも考えられる。
- ・地方公共団体は国登録を目指す動きになるが、それによって地方登録がセーフティネットとして機能することが期待できる。

## ＜生活文化等について＞

- ・生活文化については保護や保存に偏るのではなく、活用の視点を考えることで、分野として流派等を超えてまとまっていくことが期待できる。一方で、分野としてまとまることが、逆に自由な文化活動を阻害しないかという点に留意が必要。
- ・今後に向けた課題であるが、生活文化の対象の決め方は重要な問題。今回、言及している分野以外にも、例えば、漫画や映画等をどう考えるかなど慎重な議論が必要である。
- ・書道、食文化等についても、茶道と同様に、一定の学術的蓄積があると言えるのではないかと。
- ・郷土食は全国に数多くあり、従来のような文化庁の調査では時間がかかるので、担い手が作成する記録・調査研究の成果を活用し、調査の加速化を図るべき。
- ・食文化に関する調査に当たっては、全国一律に行うのではなく、例えば、生活改善グループ等による郷土料理に関する本の刊行等の民間の取組を活用していくべき。
- ・現代アートの中には、制作者が国際的な評価のために積極的に海外への展開を図った結果として海外へ出ていくものも存在しており、現代アート作品を登録文化財として考えた時に国際的な評価を踏まえることが、文化財保護の枠組みに適合するのか現状分析を踏まえた検討が必要。また、国際的な評価を見ていく場合には、全国の美術館等の専門家の知見を活用したらどうか。
- ・現代アートの分野で活動している作家を国として支援し、若い作家の輩出を促す観点から、登録文化財の道を開くことに意義があり、海外に出ていくことに対する有

効な手段ともなりえるのではないかと。

- ・生活文化を含めた全てのアートは、これを享受する国民の生活や心を豊かにするものなので、その保存のため登録文化財等として検討する際には、保存活用計画をセットで考えるようにすべき。

### <地方公共団体の登録制度について>

- ・国と地方の登録制度のすみ分けとして、国として守るべきもの、地方では保護の難しいものを国の登録制度により保存・活用していくという考え方が適当ではないかと。
- ・地方の文化財に関する体制の充実は極めて重要であり、国として、例えば、地方交付税等、何らかの支援をすることを期待したい。
- ・地域における文化財の保存・活用の取組は、行政だけでは困難であり、様々な支援者との連携が重要。地方においては域内の大学と連携し、人材育成や文化財保護の取組を推進している事例もあり、そのノウハウを活かしていくことも有効である。
- ・地域の文化財の保存・活用であっても、地域だけで完結させるのではなく、域内外の専門知識のある方に来てもらって文化財の3D化のための撮影をしてもらっている。このように、全国の関心ある人々と連携して取り組んでいくことも可能である。
- ・市町村は、人材不足を主たる理由として、無形文化財や民俗文化財の保存・活用にまで取り組めていないのが現状。兵庫県では、建造物分野でヘリテージマネージャーなど民間の専門家の力も借りている。こうした専門知識を有する民間の方とも連携していくことで、これまで手がつけられなかった分野の文化財保護にも着手できるようになるのではないかと。